



福生七夕まつり「市民模擬店100」(ギャラクシーストリート100) 出店者募集のお知らせ

七夕の恒例行事になった市民の皆さんの手作り模擬店、今年も昨年同様、栄通りで実施します。その名もギャラクシーストリート。銀河のごとく市民の力が光輝き、ほとばしります。さて、今年はどんなお店が出てくるのか…皆さんの力で七夕に新しいウェーブを巻き起こしてください。日時 8月4日(土)、8月5日(日)午後2時～8時50分(時間については変更することがあります) 場所 栄通り・りそな銀行からネットヨタ多摩の間の500メートル 費用 出店負担金3,900円、警察への道路使用申請料2,100円の計6,000円 出店資格 町会や自治会、社会教育団体、PTA、こども会などの市民団体や市内の事業所の有志。警察署、保健所の許可が必要。手続きは事務局が行います。

※暴力団関係者、営利目的並びに個人による出店はできません。また、6月24日(日)の抽選会及び出店説明会と七夕まつり当日(8月4日・5日)の2日間に代表または副代表の方が確実に出席できる団体が130店まで出店可能。申込み用紙配付 期間 5月15日(火)～6月5日(火) 場所 市役所5階福生七夕まつり実行委員会事務局(地域振興係)

一人でも悩まず消費者相談へ 市では、専門の相談員が消費生活にかかわる相談をお受けする消費者相談を行っています。訪問販売や電話勧誘などでの高額な契約や、うますぎる話にはご用心！本当に必要な商品なのか、納得できる契約内容かどうかよく考えた上で、契約は慎重に行いましょう。必要ないものはきっぱりと断る勇気が必要です。もし、トラブルにあってしまったら、一人で悩まず消費者相談へお気軽にご相談ください。

「多摩フル・グリーン賞」 多摩地域の中小企業の活性化と地域経済の振興に寄与することを目的とした、「第5回多摩ブルー・グリーン賞」を実施します。優れた技術・製品を表彰する「多摩ブルー賞」、新しいビジネスモデルを表彰する「多摩グリーン賞」があり、各最優秀賞に副賞10万円・各優秀賞に副賞50万円を贈呈します。また、今回、高齢社会への積極的な対応や取組みについて表彰する高齢者支援特別賞を新設しました。

「多重債務の二次被害」 「債務を一本化します。」 「債務を整理・解決します。」 などと雑誌広告やチラシなどで勧誘し、金銭を搾取する「整理屋」と呼ばれる業者がいます。 手口としては、連絡を取ると「債務を一本化するために、〇〇円を支払ってください」などと言い、現金を振り込むように指示されるケースが多く見られます。 その金額を支払っても、債務を一本化することなく、「あと〇〇円必要です。」 〇日までに支払わないと一本化は不可能になります。 などとさらに金銭を要求され、債務が減るところか資金をだまし取ります。 多重債務でお困りの場合、消費者相談室では、専門の相談機関をご紹介します。

「不当請求」 まったく知らない相手から、身に覚えのない利用料の請求を受けたという相談があります。請求の方法は、電話、電子メール等さまざまな手段が使われています。 請求の内容は、アダルトサイトの利用料やサラ金の返済などです。 相手は不安につけ込み、支払いをさせるのが目的です。身に覚えがない請求ならば、絶対に相手に連絡をしたりせずに、放置しましょう。

「ご存知ですか クーリング・オフ制度」 クーリング・オフ制度は、消費者が契約の申し込み、または締結しても一定期間内であれば無条件で、申込みを撤回又は契約の解除を行うことができる制度です。(クーリング・オフできないのは、指定された商品・サービス・権利に限ります) クーリング・オフは一定期間内(販売方法により契約日を含む8～20日間)に書面(はがき)で通知します。書面はコピーをとって配達記録郵便か簡易書留で郵送します。クレジット契約の場合、クレジット会社にも通知します。

ガレージセールへ行こう!

家庭のすみで眠っている衣類や家庭雑貨を販売するガレージセールを行います。子ども用の衣類やおもちゃ、食器などなど、掘出しもの盛りだくさんですので、ぜひお越しください。なお、駐車場が少ないので、徒歩か自転車でご来場ください。

日時 6月3日(日)午前9時30分～午後2時 ※雨天の場合やグランドコンディションが悪い場合は中止となります。 場所 多摩川中央公園 問合せ 地域振興係



「多重債務の二次被害」 「債務を一本化します。」 「債務を整理・解決します。」 などと雑誌広告やチラシなどで勧誘し、金銭を搾取する「整理屋」と呼ばれる業者がいます。 手口としては、連絡を取ると「債務を一本化するために、〇〇円を支払ってください」などと言い、現金を振り込むように指示されるケースが多く見られます。 その金額を支払っても、債務を一本化することなく、「あと〇〇円必要です。」 〇日までに支払わないと一本化は不可能になります。 などとさらに金銭を要求され、債務が減るところか資金をだまし取ります。 多重債務でお困りの場合、消費者相談室では、専門の相談機関をご紹介します。

「不当請求」 まったく知らない相手から、身に覚えのない利用料の請求を受けたという相談があります。請求の方法は、電話、電子メール等さまざまな手段が使われています。 請求の内容は、アダルトサイトの利用料やサラ金の返済などです。 相手は不安につけ込み、支払いをさせるのが目的です。身に覚えがない請求ならば、絶対に相手に連絡をしたりせずに、放置しましょう。

社会福祉協議会 ☎552・2121

老人福祉センター年輪セミナー 「デジタルカメラ講座・初級編」 基本的な撮影方法の講座です。 日時 6月6日・13日の水曜日、午前10時～正午 場所 福祉センター地下研修室 対象 市内にお住まいの60歳以上の方 定員 先着10人 講師 野村亮氏(プロカメラマン) 持ち物 ご自分のデジタルカメラ 参加費 200円 申込み 5月21日から(日曜を除く)午前8時30分～午後5時15分の間に社会福祉協議会へ。

老人福祉センター教養講座 「健骨・健脳体操」 日常動作維持、転倒・認知症予防に役立つ、脳刺激と筋刺激と骨刺激が一つになった楽しい体操です。 日時 6月20日～7月18日毎週水曜日の全5回、午前10時～正午

場所 福祉センター2階学習集会室 対象 市内にお住まいの60歳以上の方 定員 先着20人 講師 東京YMCA東陽町ウエルネスセンター 持ち物 動きやすい靴・服、タオルか手ぬぐい、水分補給できる物(水筒やペットボトル等) 参加費 500円 申込み 5月22日から(日曜を除く)午前8時30分～午後5時15分の間に社会福祉協議会へ。

ひとりで悩まず、まず相談を「心の相談」 対人関係・思春期・高齢期・子育てなどの心の問題や病気について、精神科医が相談に応じます。 日時 5月24日(木)午後1時～2時30分 場所 福祉センター相談室 対象 心の問題や病気を持つ市民とその家族など 定員 先着2人(予約制) ※相談内容は秘密厳守、相談料は無料 申込み 5月18日から(日曜を除く)午前8時30分～午後5時15分の間に社会福祉協議会へ。